

AddrVerification アウトソーシング利用規約

第1条 (適用範囲)

1. 本規約は、ジオテクノロジーズ株式会社（以下「弊社」といいます）が提供する第2条第1項に定義する本サービスを利用する全ての法人のお客様（以下「貴社」といいます）に適用されるものとし、貴社は本サービスの利用にあたり本規約に同意するものとし、
2. 本規約に定めのない事項および本規約の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、貴社および弊社は、互いに誠意をもって協議し解決するものとし、

第2条 (定義)

本規約内で使用する各用語については、次の各号に定める定義に従うものとし、

1. 「本サービス」とは、弊社が提供する「AddrVerification アウトソーシングサービス」をいい、次項に定める入力データに対する弊社での住所正規化またはジオコーディング作業およびその結果として提供する全ての情報・データをいいます。
2. 「入力データ」とは、本サービスの利用にあたって貴社より直接お預かりするデータをいいます。
3. 「提供データ」とは、入力データに基づき本サービスを通じて弊社が生成する処理結果その他のデータをいいます。

第3条 (利用契約)

1. 本サービスの利用にあたり、貴社は弊社との間で別途本サービスの利用契約（利用申込書による形式を含み、以下「利用契約」といいます）を締結するものとし、
2. 本サービスの利用申込時において、本規約に定める以外の特記事項が生じた場合は、お申し込み時に取り交わす利用契約にて定めるものとし、
3. 利用契約の内容が本規約と異なる場合は、利用契約の定めを優先するものとし、

第4条 (本サービスの遂行)

1. 弊社は、別途弊社の定める本サービスの手順書その他仕様書に従い、本サービスを提供するものとし、
2. 弊社は、本サービスの提供に従事する乙の従業員を適切に指導監督し、使用者として職業安定法、労働基準法、労働安全衛生法その他法令上定められた全ての責任を負うものとし、

第5条 (本サービスの利用料等)

1. 本サービスの利用料および支払方法は、別途利用契約により合意された内容に従うものとします。
2. 貴社がお支払いになられた利用料は、本規約に定めのある場合を除き、理由のいかんにかかわらず一切返還いたしません。

第6条 (保証・免責)

1. 提供データは、現状有姿のまま提供されるものとします。弊社は、本規約で規定された場合を除き、明示又は黙示の別を問わず、次の各号に定める場合を含めいかなる保証もするものではありません。
 - (1) 本サービスおよび提供データが、完全なる正確性、使用可能性、特定目的への適合性を有すること
 - (2) 本サービスおよび提供データが、第三者の知的財産権を侵害していないこと
2. 本サービスおよび提供データの品質、内容が本規約の内容（合意された目的、本サービスの品質、内容を含みそれらに限定されない）に適合しないこと（以下「不適合」といいます）が生じることにより貴社その他第三者に損害が生じた場合であっても、弊社はその責を一切負わないものとします。
3. 貴社の顧客その他第三者からの苦情、クレーム等については貴社の責任と費用において処理解決するものとします。
4. 本条は、提供データに不適合が生じた場合の弊社の全ての責任を定めたものとします。

第7条 (入力データの取扱い)

1. 弊社は、入力データに含まれる本サービスの処理対象文字列を、本サービスおよび弊社の住所データベースの品質向上その他これに関連する目的で活用できるものとします。
2. 弊社は、提供データを貴社に納入後速やかに、入力データを削除するものとします。
3. 弊社は、入力データに含まれる個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定義される「個人情報」を意味します）に関しては、個人情報保護関連法令および弊社が定める個人情報保護方針に従って取扱うものとします。

第8条 (提供データの取扱い)

1. 弊社は、提供データに含まれる本サービスの処理対象文字列及び処理結果を、本サービスおよび弊社の住所データベースの品質向上その他これに関連する目的で活用できるものとします。
2. 貴社は、提供データを利用する際には以下の事項を遵守するものとする。
 - (1) 貴社の事業を遂行する目的に限り利用すること

- (2) 善良な管理者の注意をもって適切に保管・管理し、有償・無償を問わず、提供データを第三者に提供しないこと
- (3) 知的財産権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー、信用、人格権その他の権利を侵害し、またこれらの権利侵害を助長しないこと
- (4) その他弊社が不適切と判断する目的で利用しないこと

第9条 (納入・検査)

1. 弊社は、貴社からの指定のない限り、弊社所定の方法にて貴社に提供データを納入するものとします。
2. 貴社は、納入後15日以内に提供データに関し、別途、弊社所定の方法で合意した処理対象件数を満たしているかを貴社の責任において検査し、検査結果を弊社に通知するものとします。この検査の合格を以って検査完了とします。
3. 弊社は、前項に定める検査に合格しなかった場合、第2項に定める処理対象件数を満たすよう必要な措置を講じるものとします。
4. 第2項に定める検査期間内に貴社より通知がなかった場合は、検査合格とみなします。

第10条 (補償)

1. 弊社が、本規約の定めに関し、又は法令に違反したことにより、貴社に生じた損害を賠償すべき場合において、当該金額は請求の名目の如何を問わず、受領済み利用料を上限として損害を賠償するものとします。
2. 本規約に関して生じる貴社の間接損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、データなど無体物の消失、事業機会の損失および特別な事情から生じた損害（損害発生について弊社が予見し、あるいは予見し得た場合も含む）および第三者から貴社に対して為された損害賠償請求に基づく損害については、弊社はいかなる場合も責任を負いません。
3. 本条は、本サービスに関する弊社の損害賠償責任の全てを規定したものです。

第11条 (権利帰属)

本サービスで提供される全てのデータ（入力データ除く）に係る商標権、著作権、限定提供データおよびノウハウ等の知的財産権を含む一切の権利は弊社又は弊社がその利用に関する権利の許諾を受けた第三者に帰属するものとします。

第12条 (秘密保持義務)

1. 貴社および弊社は、本規約および利用契約に基づき知り得た相手方の営業上および技術上の秘密情報を本サービス提供の目的以外に使用してはならず、また第三者に

開示・漏洩等しないものとし、本サービスの利用契約終了後も同様とします。但し、次の情報についてはこの限りではありません。

- (1) 開示を受ける際、既に自ら所有していたことを立証できるもの
 - (2) 開示を受ける際、既に公知公用であったもの
 - (3) 開示を受けた後、受領者の責によらないで公知公用となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手したことを立証できるもの
 - (5) 受領者が独自に開示したもので、かかる事実が立証できるもの。
2. 前項の秘密情報（以下「秘密情報」という）は、本サービス提供の目的に関連して秘密である旨を明示された貴社および弊社が保有する文書・図面等に記載された情報、磁気ディスク等の媒体に記録された情報、又は口頭により開示される情報等で、開示者が開示を必要と認めたものをいいます。貴社および弊社は、口頭により開示した情報について開示を受けた後、14日間秘密情報として取扱うものとし、当該期間経過後も当該情報を秘密情報とする場合には、当該期間内に開示者が秘密である旨明記した書面を提出することにより秘密情報の指定を行うものとし、

第13条（契約の解除）

1. 弊社は、貴社が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知催告なしに、直ちに本規約および利用契約を解除することができるものとし、
 - (1) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (2) 仮差押命令、差押命令、仮処分又は競売の申立てがあったとき、租税公課の滞納処分を受けたとき
 - (3) 支払停止があったとき
 - (4) 破産、特別清算開始、民事再生手続開始、又は会社更生手続開始の申立てがあったとき
 - (5) 解散又は営業の全部、重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (6) 財産状態・信用状態が悪化し、その虞があると認められる相当な事由があるとき
 - (7) 重大な背信行為があったとき
 - (8) 本規約または利用契約に違反したとき
 - (9) その他前各号に準じる事由があったとき
2. 前二項による解除権の行使は、貴社に対する弊社の損害賠償請求を妨げないものとします。

第14条（法令遵守）

1. 弊社および貴社は、次の各号の何れかにでも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号の何れかにでも該当しないことを保証します。

- (1) 自ら（その役員および従業員を含む）が、暴力団、あるいは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、もしくはこれらに準ずる者であること、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者その他反社会的勢力（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます）であること。
 - (2) 自らの行う事業が暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
2. 前項の他、弊社および貴社は、本規約および利用契約への合意および履行に関する法令、行政命令および指導（汚職防止、資金洗浄、暴力団排除に関する法令を含むがこれに限られない）を遵守するものとします。
 3. 弊社および貴社は、相手方が次の各号の何れかにでも該当した場合、何らの通知、催告を要せず即時に本規約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 前二項に違反したとき。
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行為 ④風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、相手方の業務を妨害する行為 ⑤その他これらに準ずる行為をしたとき。
 4. 弊社又は貴社が前項の規定により、本規約又は利用契約を解除した場合、これにより相手方に発生したいかなる損害についても賠償責任を負わないものとします。

第15条（その他の事項）

1. 貴社は、本規約および利用契約に基づく権利および義務を第三者に譲渡又は移転し、あるいは担保に供しないこと
2. 貴社から弊社に対する本規約に基づくすべての請求権は、請求が可能となった時から12ヶ月を経過した場合には行使できなくなるものとします。
3. 弊社は、貴社が本規約又は利用契約の規定に違反した場合、貴社に対して当該違反行為の差し止めを請求することができるものとします。
4. 本規約のいずれかの規定が管轄権のある裁判所により無効である旨判断された場合には、かかる規定は、法律が許容する限りで、本来の規定の趣旨を最大限実現するように変更又は解釈されるものとし、また、本規約のその他の規定の効力には何らの影響を与えないものとします。
5. 貴社と弊社との間で、本規約に関し万一紛争が生じた場合には、東京地方裁判所お

- よび東京簡易裁判所を専属的管轄裁判所とします。
6. 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。
 7. 弊社は宣伝・広告を目的として、貴社に事前の承諾を得た上で、貴社が本サービスを利用している事実を公表することがあります。

第16条 (本規約の変更)

1. 弊社は、民法548条の4の定めに従い、貴社の事前の承諾を得ることなく本規約を変更することができます。
2. 前項の定めにより本規約を変更する場合、弊社は、弊社指定の方法により当該変更の内容および効力発生時期を貴社に通知するものとします。その他、弊社にて重要な内容と判断した条件を変更する場合は、事前に貴社に対して通知を行うものとします。
3. 前項に定める変更は、遡って適用されることなく、前項に定める効力発生時期に発効します。ただし、本サービスの新機能に対処する変更又は法令上の理由に基づく変更は、直ちに発効するものとします。
4. 貴社は、第1項に定める変更に同意しない場合、弊社所定の方法に従い、当該効力発生日までに利用契約を解除することができます。貴社が当該解除を行わない場合、当該効力発生日まで本規約について変更前の条件で本サービスが提供されますが、同日をもって貴社との間で本サービスは終了となります。
5. 第3項に定める効力発生日経過後、貴社が本サービスの利用を継続した場合、貴社は第1項に基づく本規約の変更を承諾されたものとみなします。

第17条 (規約の有効期間)

本規約は、付則に定める実施日から発効するものとします。

付則：

初版	実施日	2020年8月1日
第2版	実施日	2020年11月1日
第3版	実施日	2020年12月16日
第4版	実施日	2022年1月20日